

第2章 基本的な考え方

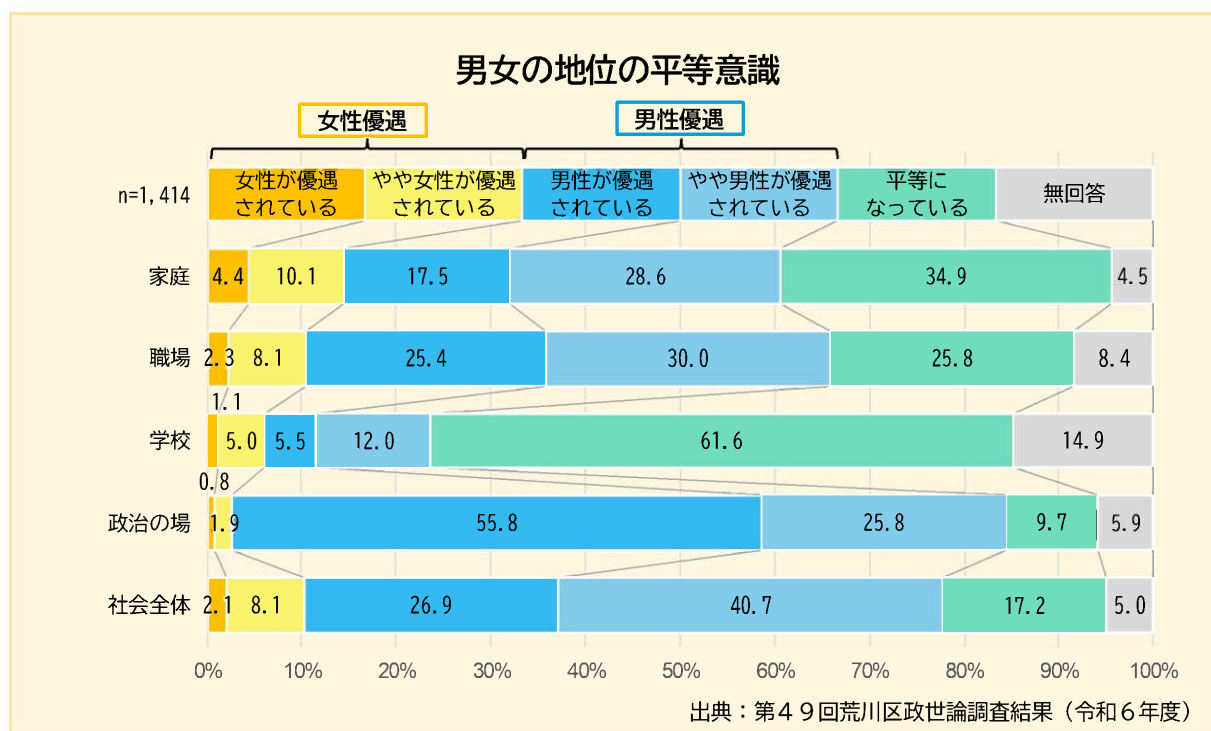
1 現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様性と包摂を一層深化させることが求められています。しかし、社会全体における男女の平等意識の定着は依然として課題であり、令和6年度に実施した区政世論調査でも、依然として男性が優遇されているとの認識や性的マイノリティへの理解促進を求める声が示されています。また、地域全体で人権尊重の意識醸成を図り、多様な人々が参画し、協働できる地域づくりを進めていく必要があります。

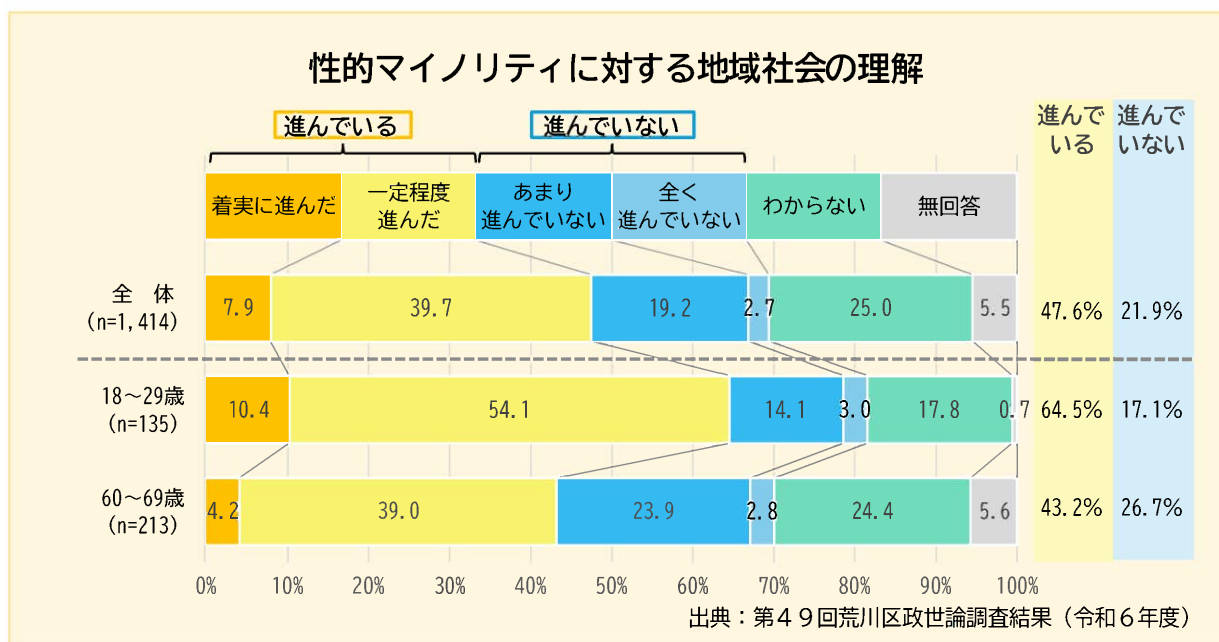
① 男女の地位の平等意識の向上

- 区政世論調査によると、男女の地位の平等意識について、学校分野では「平等」との回答が6割を超えており、学校教育の場においては男女平等の意識が一定程度定着している状況がうかがえます。幼少期から学齢期は、将来における意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 一方、同調査で男女の地位の平等意識は、社会全体では「男性優遇」と認識する割合が67.6%に達しており、特に「政治の場」では81.6%と非常に高い状況となっています。令和元年度と比較すると、社会全体で「男性優遇」と認識する割合は1.9%、政治の場で「男性優遇」と認識する割合は3.9%上昇しており、各分野における意識啓発等に積極的に取り組んでいく必要があります。



② 性的マイノリティへの理解

- 区政世論調査では、性的マイノリティに対する地域社会の理解について、「理解が進んだ」との回答が 47.6%に達する一方、「進んでいない」との回答も 21.9%存在しています。年代別で見ると、18～29 歳では 64.5%が「進んだ」と回答するなど、若い世代ほど性的マイノリティへの理解が進んでいると認識する傾向があります。一方、60～69 歳では 26.7%が「進んでいない」と回答しており、世代間で差がある状況となっています。性的マイノリティに対する地域社会の理解を深め、世代間における意識のギャップを解消していく必要があります。
- 性的マイノリティの人権を尊重するための取組として、「学校や職場における理解促進」「当事者同士が気軽に話せる場の充実」「啓発・広報活動の推進」が求められています。多様な生き方への理解促進を図り、受け入れるための広報・啓発活動に取り組んでいく必要があります。



③ 人権意識の向上

（※世論調査の結果を待ち記載）

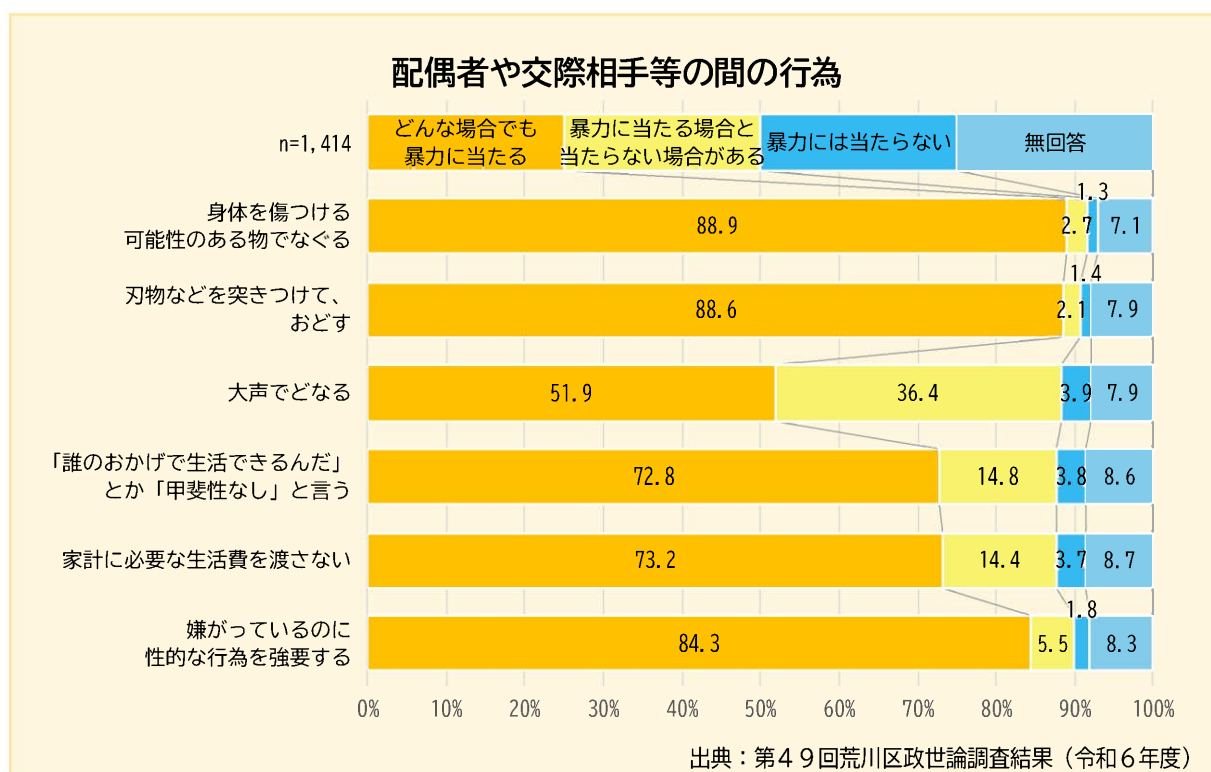
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、重大な人権侵害であり、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来たす恐れがあります。

区政世論調査では、身近な間柄における暴力やハラスメントを人権侵害として根絶することを求める声が示されています。こうした状況を踏まえ、暴力防止や被害者支援を一層充実させることが重要です。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、困難を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を整備することが求められています。

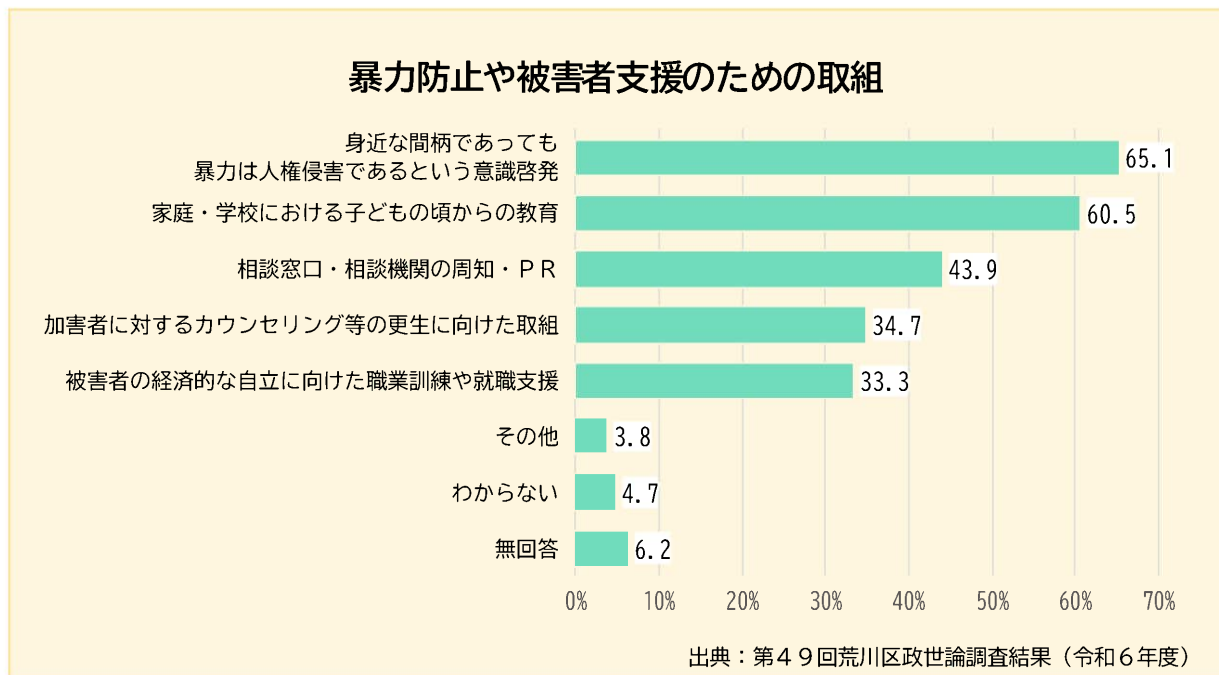
① DV・交際相手暴力の認識

- 区政世論調査では、配偶者や交際相手等の間の行為として、「物でなぐる」（88.9%）や「刃物でおどす」（88.6%）は暴力と強く認識されているほか、「家計に必要な生活費を渡さない」も73.2%が暴力と回答しています。身体に対する暴力だけでなく、モラルハラスメントのような相手に精神的な苦痛を与える行為も暴力として捉える考え方が広がってきています。
- また、配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、荒川区配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口で1,000件を超える相談が寄せられており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。



② 暴力防止・支援に必要な取組

- 区政世論調査結果では、暴力防止や被害者支援のための取組として、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」「家庭・学校における子どもの頃からの教育」「相談窓口・相談機関の周知・PR」が重要との結果が出ており、こうした取組の一層の充実が必要です。



- あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センター（アクト21）をはじめ、関係部署、関係機関が相互に綿密に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

③ 生きづらさや困難を抱えた女性の支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV被害や性暴力・性被害、経済的困窮など、様々な状況に置かれた女性のための包括的な相談支援体制の整備が必要となっています。
- 家庭生活上で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、生活を送る上で困難を抱えている家庭等への相談・支援体制を地域で確保し、安全・安心で、自立して暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。

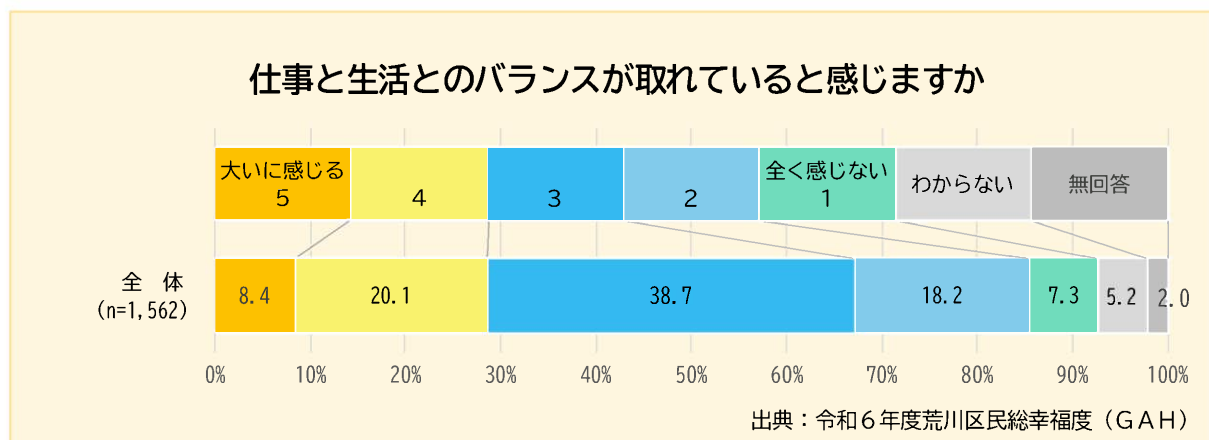
(3) 生活と社会活動の調和

仕事と生活の調和を望む声は強いものの、現状では仕事を優先せざるを得ない状況や、女性への家事・育児負担の偏りが依然として存在しています。女性活躍推進法や育児・介護休業法等の法改正を踏まえ、多様な人材が継続して就労できる環境を整えるとともに、保育・介護サービスの充実や再就職支援への要望に応じていく必要があります。あわせて、ライフステージに応じた健康支援を推進し、災害時にも多様な視点を取り入れた防災対策を進めることが課題となっています。

女性も男性も暮らしやすい多様なウェルビーイングを実現できる社会となるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

① ワーク・ライフ・バランスの意識と現実

- 荒川区民幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？」との問いに「感じる」と回答した区民は28.5%となっており、引き続き、誰もが仕事と生活の両立を実感できるよう、働き方の見直しや地域における支え合いの環境づくりなどを通じて、その割合を高めていくことが求められます。

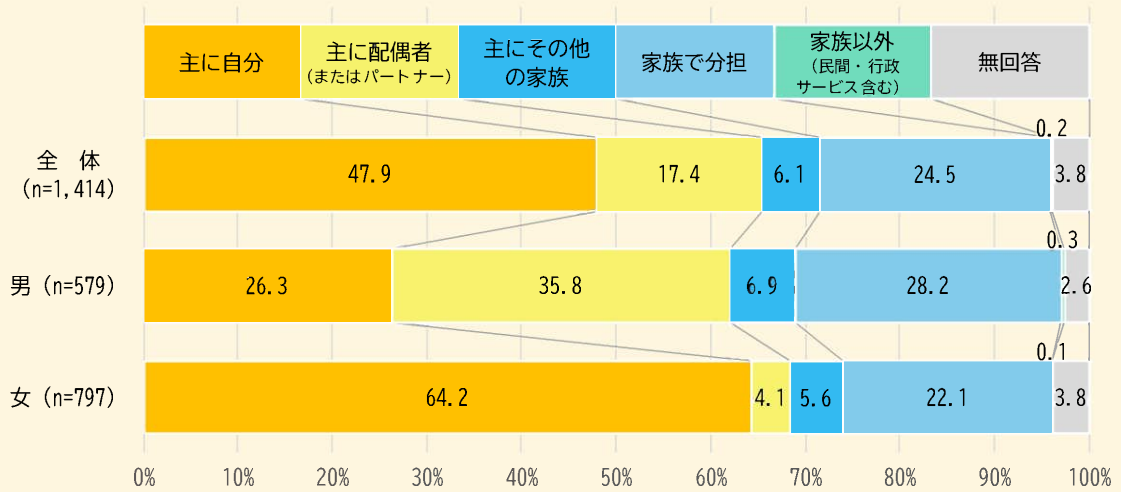


- 個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら、生活の質を高めていくための意識啓発を推進する必要があります。

② 家庭におけるワーク・ライフ・バランス

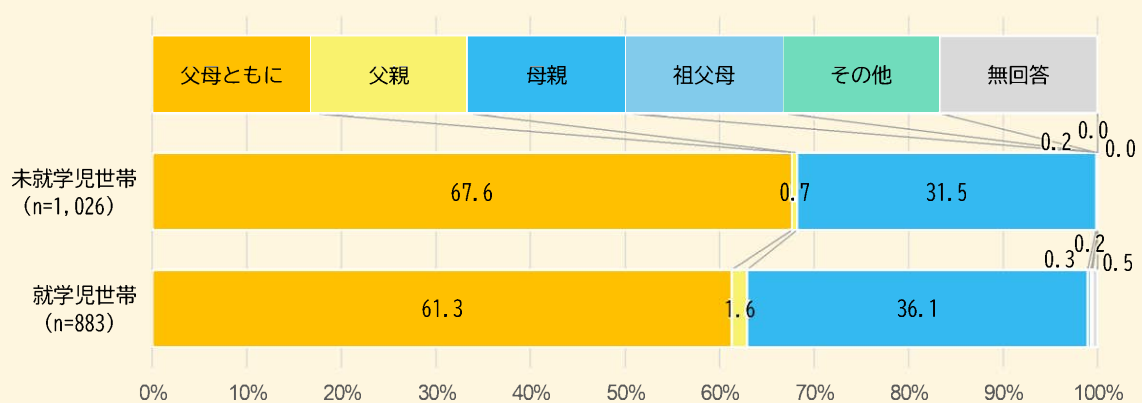
- 区政世論調査では、家庭内における日常の家事（炊事・洗濯・掃除など）の役割分担について、「主に自分が担っている」と回答する割合は、男性の26.3%に比して女性は64.2%と高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。

家庭内における役割分担意識 家事（炊事・洗濯・掃除など）



- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、子育てを主に行っている人について、未就学児・就学児世帯ともに、過半数が「父母ともに」と回答し、共同での育児意識が示されました。しかし、「母親」が単独で主たる育児者である割合も約3割と高く、一方で「父親」単独は2%未満と極めて少なくなっています。性別にかかわらず家事・育児を担える環境づくりが課題です。

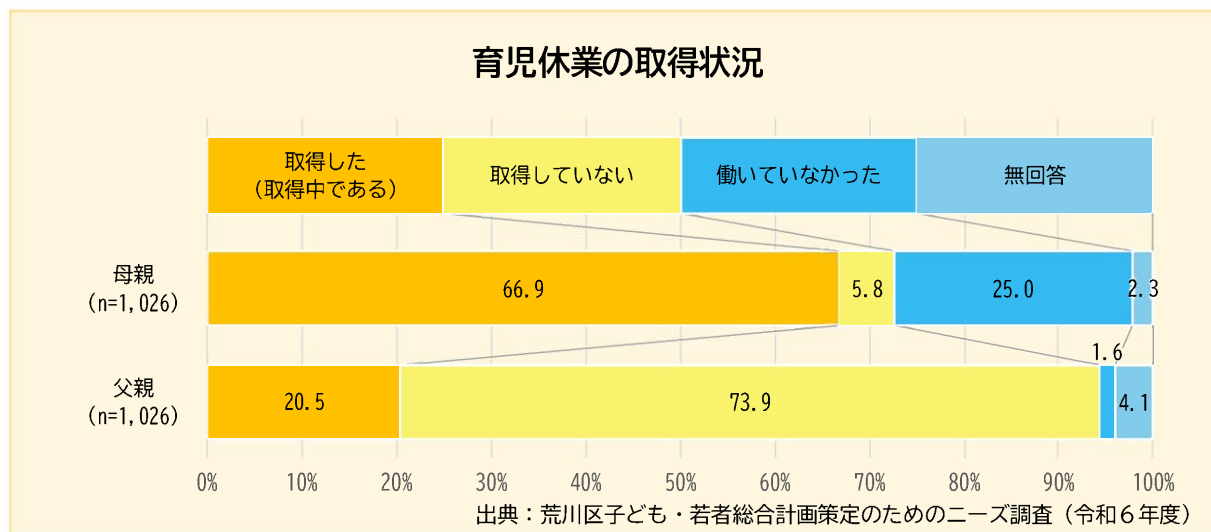
子育てを主に行っている人



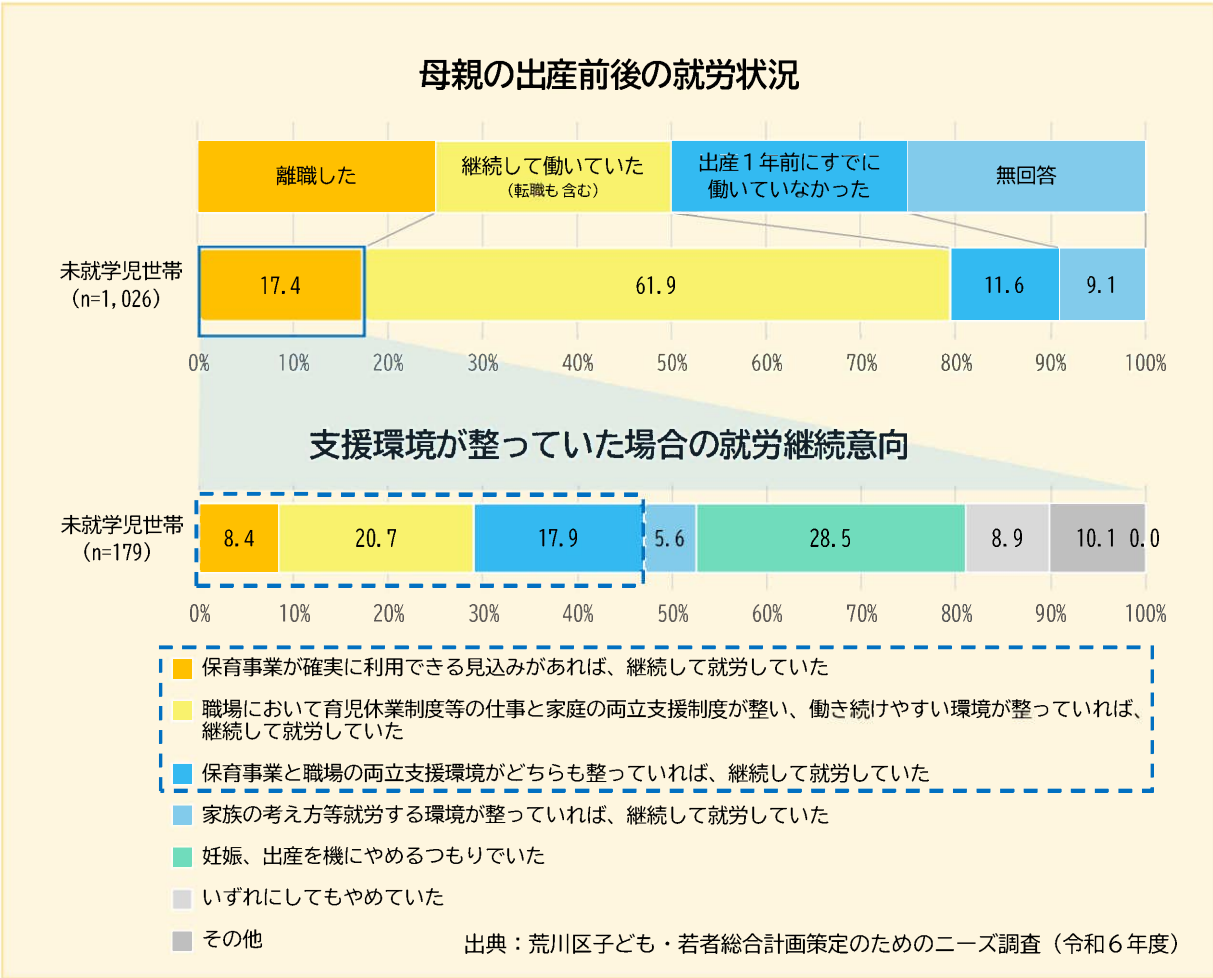
- 固定的な性別意識が根強く残っている背景には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると考えられ、従来の役割観が変化しにくい状況において、固定的な役割意識の解消が急務です。このような思い込みが日常生活や職場などあらゆる場面で意思決定や人間関係に影響を及ぼしていることを踏まえ、教育や啓発活動を通じて意識改革を推進し、互いの違いを尊重し合う風土を醸成していくことが重要です。

③ 働く場でのワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、職場における男女の地位は、「男性が優遇されている」が55.4%となっており、「平等になっている」の25.8%を大きく上回っています。
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、父親の育児休業取得は、母親と比較して取得率も期間も著しく低い状況です。主な理由として「仕事の多忙さ」や「職場の雰囲気」が挙げられており、男性の育児参加を阻む職場環境や固定的な意識が根強いことがうかがえます。

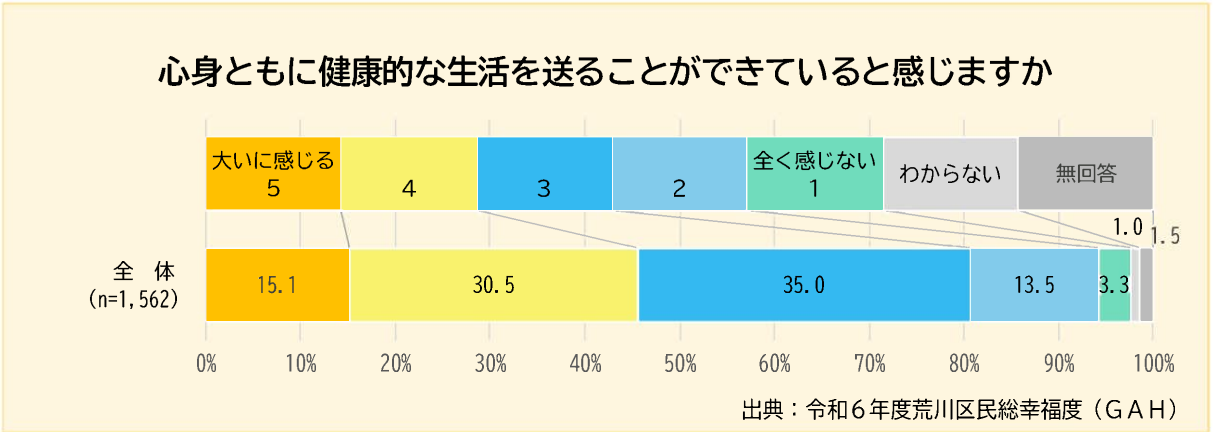


- また、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、出産を機に離職した母親のうち47.0%は、職場の両立支援制度や保育サービスが充実していれば就労を継続できたと考えており、支援の重要性が示唆されています。
- 働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるとともに、活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含め、能力を発揮できる環境の整備が必要です。



④ 生涯にわたる健康支援

- 荒川区民幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？」との問いに「感じる」と回答した区民は45.6%にとどまっており、生涯を通じた健康支援が求められます。



- 長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していくことが重要であり、特に女性はライフステージによって健康上の課題が変化していくことから、健康に関する支援や理解の促進を図っていく必要があります。

⑤ 危機管理対策の充実

- 近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生等による避難所での生活など、平常時とは異なる状況を強いられる場面が増えています。
- そのような非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。また、性別等によるニーズの違いや多様性に配慮した避難所運営のほか、悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、心身のケアも重要となります。

(4) 計画推進のための体制の整備

男女共同参画を推進するためには、政策決定の場における女性参画の拡大や、審議会等における女性委員比率の向上が求められています。計画の実効性を高めるため、男女平等推進センター（アクト21）の機能を充実させるとともに、区民参画と協働を推進し、区職員の意識改革と組織体制の強化を進めていくことが重要です。

① 区の政策・方針決定等への参画の推進

- 区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。
- 現在、男女ともに参画している区の審議会等は9割以上となっているものの、全体に占める女性委員の割合は25.8%にとどまり、政策決定の場における女性の参画が十分ではない状況です。
- また、区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者（部長、課長、係長）における女性割合は32.8%であり、区の政策や方針等の意思決定過程に多様な視点からの意見が反映されるよう推進していく必要があります。

② 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

- 男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、各分野を横断的に連携させながら総合的かつ効果的に展開していくことが求められています。その中心的役割を担う男女平等推進センター（アクト21）は、庁内外の調整や情報発信、関係機関との連携強化を通じて、推進の旗振り役としての機能の充実を図っていく必要があります。

2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であると示されています。社会のあらゆる分野において、この理念を具体化していくことは、重要な使命です。

男女共同参画の推進は、単に男女の平等を確保するにとどまらず、社会全体の持続可能性を高める基盤であり、SDGsが掲げる他の目標群の達成にとって不可欠です。ジェンダー平等の実現なくして、教育、健康、経済成長、貧困といった課題解決は進展しないことが世界的に共有されており、区においてもジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

こうした理念を踏まえ、本計画の基本理念及びそれを実現するための基本目標を次のとおりとします。

基本理念

全ての人が自分らしく生きることができる

誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現



【基本理念を実現するための基本目標】

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める
- 基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す
困難を抱える女性への支援体制を整備する
- 基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る
- 基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

区は、基本理念を実現するため、基本目標に基づき施策を推進することにより、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民がともに支え合い、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会を築いていきます。

3 計画の体系

基本目標	施策の方向性
基本目標Ⅰ 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める	1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への 支援体制を整備する 配偶者等暴力及び被害者支援計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画	1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の 調和を図る 女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画	1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成 2 家庭における役割分担の見直し 3 誰もが働きやすい環境づくり 4 ライフステージに応じた健康づくり 5 様々な人に配慮した防災対策の促進
基本目標Ⅳ 計画推進のための 体制を整備する	1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした 男女共同参画推進体制の充実

施策

I-1	(1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・男女平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実
I-2	(1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
II-1	(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
II-2	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
III-1	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
III-2	(1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
III-3	(1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業・開業の支援
III-4	(1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
III-5	(1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
IV-1	(1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
IV-2	(1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実